

市第 183 号議案

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更 の認可

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について
次のように認可する。

平成23年 2 月10日提出

横浜市長 林 文 子

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可（平成17
年 3 月24日議決）の一部を次のように変更する。

第 9 項を削り、第10項中「第14項」を「第13項」に改め、同項を
第 9 項とし、第11項から第13項までを 1 項ずつ繰り上げ、第14項中
「第10項」を「第 9 項」に改め、同項を第13項とし、第15項中「第
10項第 1 号」を「第 9 項第 1 号」に改め、同項を第14項とし、第16
項から第18項までを 1 項ずつ繰り上げ、第19項第 4 号中「第11項か
ら第14項まで」を「第10項から第13項まで」に改め、同項を第18項
とし、第20項を第19項とし、第21項を第20項とする。

提 案 理 由

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について
認可したいので、地方独立行政法人法第23条第 2 項の規定により提
案する。

参 考

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可
(抜粋)

($\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{変更案}}{\text{現 行}}$)

$\frac{9}{9}$ 学生寮寮費 月額 500 円
 $\frac{10}{10}$ 一般診療 (次項から $\frac{\text{第 13 項}}{\text{第 14 項}}$ までに掲げる診療以外の診療をいう。
。以下同じ。)

次に掲げる算定方法又は基準 (以下「算定方法等」という。)
により算定した額。ただし、消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号)
第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一
般診療を受けるときは、当該算定した額に 1.05 を乗じて得た額
(第 1 号から第 3 号まで省略)

$\frac{10}{11}$ (本文省略)

$\frac{11}{12}$ (本文省略)

$\frac{12}{13}$ (本文省略)

$\frac{13}{14}$ 自動車損害診療 (自動車 (自動車損害賠償保障法 (昭和 30 年法
律第 97 号) 第 2 条第 1 項に規定する自動車をいう。) の運行 (同
条第 2 項に規定する運行をいう。) により身体を害された者に係
る当該運行による身体の傷害に関する診療 (健康保険法その他の
社会保険に関する法令の規定による療養の給付又は療養として行
われる診療を除く。) をいう。)

$\frac{\text{第 9 項}}{\text{第 10 項}}$ により算出された額に 2.0 を乗じて得た額

$\frac{14}{15}$ 他の保険医療機関等からの文書による紹介によらずに初診を受
ける場合の手数料

$\frac{\text{第 9 項 第 1 号}}{\text{第 10 項 第 1 号}}$ に掲げる算定方法により初診料及び診療情報提供

料（紹介に係るものに限る。）として算定される額の合計額に相当する額に 1.05 を乗じて得た額

$\frac{15}{16}$ （本文省略）

$\frac{16}{17}$ （本文省略）

$\frac{17}{18}$ （本文省略）

$\frac{18}{19}$ 診断書等の交付手数料

（第 1 号から第 3 号まで省略）

- (4) 第 10 項から第 13 項まで
第 11 項から第 14 項までに掲げる診療を受ける者が診断書等の交付を求める場合において、別に定めがあるときは、前 3 号にかかわらず、その額

$\frac{19}{20}$ （本文省略）

$\frac{20}{21}$ （本文省略）

地方独立行政法人法（抜粋）

（料金）

第 23 条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。